

大規模商品開発プロジェクト概要

NPO 法人日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会において、本年度からスタートした「大規模商品開発プロジェクト」について、下記の通り情報を開示します。

本プロジェクトは、「安全性を最も重視した商品開発」を、当協会賛助会員である製造者・販売者・使用者の多くの視点から実施する新たな取り組みです。評価には当協会が作成した「検証プログラム」を用い、「納入業者や販社に対する与信評価基準」とします。

なお、賛助会員、もしくは公益法人などが公平に「製品安全」を優先した商品開発ができるまで、また中小零細事業者が賛助会員としてのインフラを活用できるまで、当面、商品開発の経験・web 上の取りまとめ実績のある、本プロジェクト提唱者の賛助会員「TDN インターナショナル株式会社（以下 TDN 社と称す）」が表示販売者となり、賛助会員の商社や小売事業者の流通を指導監督することとします。

本プロジェクトが協会会員のみならず、流通業界や製造業に対してのよい実施例となることを期待しています。

1. 経緯

昨今の情報通信インフラの整備により、今までのカタログに依存した販売方法がネット社会に適合しなくなってきました。さらに量販店などによる価格破壊が加速、追い討ちをかけるように、消費者保護政策の強化の影響で、老舗店舗の威信を傷つける事態に発展しています。このため、大手企業ほどその対応に苦慮し、商品販売に大きな障害となっています。同時に、一般に保険会社や業界団体が指導する「PL 法対策」と、TDN 社が進めている「PL 対策」の大きな相違について、通販業界でも昨今認知され始めました。

PL 法対策は「法律上の対策」であり、ともすれば企業の PL 事故による損害賠償責任の回避策に直結します。本来の「製品事故予防策」は「使用者側の環境や、構造に配慮した商品の開発」にあり、同じ PL 対策とはいえ、両者は意味合いが大きく違います。

この違いを無視し、PL 事故予防を行うことは不可能です。

2. 現在までの取り組み

製品は「デザイナーと技術者の連携」により生まれます。従って PL（製造物責任）を全うするための PL 事故予防策は、PL 保険やリコールだけではなく、デザイナー・技術者、

製造者（表示製造者）、流通商社、販売者（表示販売者）が一体となり、メディアも含めた全てを包括して取り組む必要があります。

賛助会員、かつ当協会理事長が代表を務める TDN 社では、平成 14 年から現在まで約 5 年の歳月をかけ、全国各地のデザイナー、技術者、製造者、販売する方々に対し、PL 事故予防策や事故発生後対策の重要性や市場性を説明、さらにビジネス特許申請中の「取説制作システム」を入り口とした web コンテンツ事業を展開、出版から web3.0 までの対応力を構築、当協会と共に、これらの問題点を具体的に解決する方法を構築してきました。

3. 取り組みに至った理由

今まで構築してきた「PL 事故予防策、および事故発生後対策」の基本は、[NPO 法人日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会] が策定し、毎年当協会が発表している「標準 PL 対策」と「各種ガイドライン」上にあります。

当協会では、協会会員のみならず、今後の流通業界や製造業のよい実例となることを期待し、率先して製品安全に取り組む姿勢のある会員と共に、「安全を最重点とした商品開発」に対し、「協会プロジェクト」として取り組むことを決定しました。

4. 事業規模と取り組み参加企業など

上記事項を遵守するため、当該事業に参画するためには、デザイナーやコンサルティングなどの業をなす個人は協会正会員、参加企業は賛助会員となることを基本条件とします。

1) 現在までの経緯

- ・理事長より、NPO 法人日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会に対し、本年度の賛助会員プロジェクトとすることを理事会に提案、全員の承認を得た。

- ・4/13 東京、4/20 大阪にて、全国の協会会員のデザイナーやコンサルティングの方々に対し、上記プロジェクトの実施を公表した。今後は開発テーマに基づき、東京と大阪の協会事務局に「開発プロジェクトチーム」を結成する。

- ・開発テーマ等については「大規模商品開発プロジェクト」に記載。

- ・6 月末までにテーマ商材を締め切り、本年度出荷可能な商材 100 アイテムを抽出する。

- ・平成 19 年 4 月 20 日現在の参加デザイナーなど：東京 10 名、大阪 25 名

- ・平成 19 年 4 月 20 日現在の開発参加企業：東京 16 社、大阪 26 社

2) 製造者（表示製造者）条件

- ・テーマに沿ったデザインの商品開発から製造まで、協会賛助会員（企業）に依頼すること。
- ・「協会 PL 対策検証プログラム 75 ポイント以上、添付取説 CSM 取説検証プログラム A ランク」であること。
- ・CMS(コンテンツマネジメントシステム) に整合性を持つこと。
- ・該当商品に適合した PL 法対応生産物賠償責任保険（団体 PL 保険不可）を契約していること。

3) 流通商社 条件

- ・協会のガイドラインに整合性を持った web 環境を有しており、10 年以上の情報開示責任を担うことができ、かつ「PL 対策検証プログラム 75 ポイント以上」であること。
- ・拡張担保付き（初期対応費用と訴訟費用）一般 PL 保険を契約していること。
- ・賛助会員として、協会と十分な与信を構築できていること。

4) 小売販売事業者 条件

- ・販売会社のホームページ上において、CMS と連動し、長期に亘り、消費者に対し、協会基準の取説や商品情報の開示を行うこと。
- ・販売上発生するクレームのうち、商品欠陥事故に発展する恐れのある情報を積極的に開示し、参画企業が一体となり、早期解決を図れるよう尽力すること。
- ・毎年 PL セミナーを実施し、新人社員なども含め、全社として事故予防対策を推進することを表明されていること。
- ・当該商品に限らず、他の扱い商品や企業の PL 対策促進に尽力されること。

5. タイムテーブルなど

別紙

以上

理事長 渡辺吉明

平成 19 年 5 月 31 日